

# 花園大学

平成 25 年度 大学機関別認証評価  
評価報告書

平成 26 年 3 月

公益財団法人 日本高等教育評価機構



## 花園大学

### I 認証評価結果

#### 【判定】

評価の結果、花園大学は、日本高等教育評価機構が定める大学評価基準に適合していると認定する。

### II 総評

#### 「基準 1. 使命・目的等」について

大学は、臨済宗妙心寺派の学校法人が経営する大学である。京都市内にキャンパスを持ち、文学部には大学の僧侶育成の歴史と伝統を引継ぐ仏教学科（平成 24(2012)年度まで国際禅学科）があり、ほかに日本史学科、文化遺産学科、日本文学科、創造表現学科の計 5 学科がある。平成 4(1992)年に社会福祉学部を設置し社会福祉学科、臨床心理学科、児童福祉学科の 3 学科を加えている。大学院には、文学研究科と社会福祉学研究科の 2 研究科を設けている。

大学の建学精神や教育目的は明確であり、禅精神によって学生を陶冶して社会に貢献する人物を育成するというものである。大学の「国際禅学研究所」「花園大学歴史博物館」などの施設は大学の使命・目的に沿って設立されており、教育研究に大きく貢献していることは優れた点である。

#### 「基準 2. 学修と教授」について

建学の精神に基づき三つのポリシー（ディプロマポリシー、カリキュラムポリシー、アドミッションポリシー）が定められている。学生の受入れでは、仏教学科、文化遺産学科、創造表現学科において定員未充足が著しく、特に仏教学科と文化遺産学科は大学の存立に関わる学科であるため、改善を期待している。

教育課程や教育方法においては、授業科目である「基礎禅学」の開講のようにさまざまな工夫がなされている。キャリア教育や学生生活支援などにも、教養課程のオムニバス形式の授業「伝統産業」のように、京都の学生に寄った新しい取組みが進行している。

#### 「基準 3. 経営・管理と財務」について

大学にとって最大の課題は、経営・管理と財務についてである。宗教法人と学校法人の有機的で適切な関係を構築することが重要であり、理事会や評議員会の果たすべき機能については、法令や「学校法人花園学園寄附行為」「学校法人花園学園寄附行為施行規則」などへの遵法精神の醸成が重要である。

学生の定員未充足の学科が複数あるにも関わらず、大学は寄附金などの収入の確保によって安定的な経営が続いており財務の面でも健全性を保っている。

#### 「基準 4. 自己点検・評価」について

学内で編集している「自己点検基本資料集」を、平成 6(1994)年以降毎年継続して刊行していることは高く評価できる点であり、自己点検・評価に取り組む姿勢が明確であることを証している。また、自己点検・評価における PDCA サイクルの取組みは真摯に続けられ

ている。授業評価における学生のアンケート結果と教員の対応などは、その情報をインターネット上に掲載し、常に課題を設定し検討している。

総じて、京都にキャンパスを擁しているという大学の個性は、「京都学」のような学生の教育にも、また社会連携などにおいても生かされている。大学の伝統と歴史を伝える仏教学科などの活性化が期待される。経営面では更なる安定を保つため、中長期的な計画策定への真摯な取組みが重要である。古都に在って「禅」を教育研究の基盤に据え、個性豊かな社会に開かれた大学の存在は貴重である。

なお、使命・目的に基づく大学独自の取組みとして設定されている、「基準 A.社会連携」については、基準の概評を確認されたい。

### Ⅲ 基準ごとの評価

#### 基準 1. 使命・目的等

##### 【評価結果】

基準 1 を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

##### 1-1 使命・目的及び教育目的の明確性

- 1-1-① 意味・内容の具体性と明確性
- 1-1-② 簡潔な文章化

##### 【評価結果】

基準項目 1-1 を満たしている。

##### 【理由】

建学の精神は、学校法人花園学園寄附行為第 3 条に「この法人は、仏教の教義並びに禅的精神に基づき教育基本法（平成 18 年法律第 120 号）及び学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）に従い学校教育を行うことを目的とする」と規定し、使命・目的は、大学学則第 1 条に「本学は高等の知識を授け、専門の学術を教授研究し、仏教精神によって人格を陶冶し、人類文化に貢献する人物の養成を目的とする」、大学院学則第 1 条に「本大学院は、本学の目的使命に則り、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究めて文化の進展に寄与することを目的とする」と具体的かつ明確に定めている。また、ホームページ、入学案内、大学要覧などにも同様な内容が明示されている。更に、建学の精神に基づく基本精神「禅的仏教精神による人格の陶冶」は、学長からのメッセージとしてホームページなどでわかりやすく文章化して発信されている。

##### 1-2 使命・目的及び教育目的の適切性

- 1-2-① 個性・特色の明示
- 1-2-② 法令への適合
- 1-2-③ 変化への対応

**【評価結果】**

基準項目 1-2 を満たしている。

**【理由】**

「本学は高等の知識を授け、専門の学術を教授研究し、仏教精神によって人格を陶冶し、人類文化に貢献する人物の養成を目的とする」という大学の使命・目的は、更に 6 領域に細分化され、その具現化の方途を示しており、仏教系の大学としての個性・特色が明示されている。

また、建学の精神は、「学校法人花園学園寄附行為」第 3 条に「この法人は、仏教の教義並びに禅的精神に基づき教育基本法（平成 18 年法律第 120 号）及び学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）に従い学校教育を行うことを目的とする」とうたっており、学校教育法第 83 条に照らして法令への適合は明確である。

大学の歴史はその前身校の僧侶養成機関から、「禅的仏教精神による人格の陶冶」という基本精神を基盤としつつ、新学科創設や学科名改称など時代と変化への対応を経て現在に至っている。

**1-3 使命・目的及び教育目的の有効性**

1-3-① 役員、教職員の理解と支持

1-3-② 学内外への周知

1-3-③ 中長期的な計画及び 3 つの方針等への使命・目的及び教育目的の反映

1-3-④ 使命・目的及び教育目的と教育研究組織の構成との整合性

**【評価結果】**

基準項目 1-3 を満たしている。

**【理由】**

大学の使命・目的及び教育目的は、「学校法人花園学園寄附行為」第 5 条の規定に定める宗派の大本山の要職者が多数を占める役員によって、率先して建学の精神の涵養することにより、教職員に使命・目的及び教育目的が理解され支持される仕組みとなっている。また、新たに就任した教職員全員に大本山参拝を義務付け、大学の歴史、建学の精神、使命・目的を教授するなどして理解と支持を確実にしている。学生には入学式、卒業式、創立記念日式典などに、理事長や学長によって大学の歴史、建学の精神などが説かれており、「学修ガイドブック」などにおいても学内に周知している。

学外への周知は、ホームページをはじめ受験生向けの入学案内、一般向けの広報誌などを通じて学外へ周知されており、「国際禅学研究所」や「花園大学歴史博物館」などの存在もこれに寄与している。

中長期的な計画及び三つのポリシーなどへの使命・目的及び教育目的の反映は、「全学教学推進センター」「花園大学中期長期構想委員会」「花園学園改革推進委員会」などを設置し、それぞれの組織において三つのポリシーを反映する仕組みが整えられている。

使命・目的及び教育目的は、仏教学部仏教学科という単一組織から2学部8学科及び大学院文学研究科体制へと発展を遂げる推進力となり、教育研究組織の構成に反映し整合性が図られている。

## 基準2. 学修と教授

### 【評価結果】

基準2を概ね満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

### 2-1 学生の受入れ

- 2-1-① 入学者受入れの方針の明確化と周知
- 2-1-② 入学者受入れの方針に沿った学生受入れ方法の工夫
- 2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

### 【評価結果】

基準項目2-1を満たしている。

### 【理由】

建学の精神に基づき各学科にアドミッションポリシーが定められており、入学案内、学生募集要項、ホームページなどによって周知されている。特に禅仏教、とりわけ臨済禅をその根幹に据えた建学の精神は独自のものである。しかし現在、学部・学科の再編に向けて改革の枠組み、併せて学部・学科のアドミッションポリシーについて構築中である。

学生の受入れ方法の工夫については、大別して13種類の入学試験が設定されており、十分に工夫されている。

学生受入れ数という点では、仏教学科、文化遺産学科、創造表現学科の文学部諸学科で定員未充足が発生している。しかし、大学全体としての定員充足率は概ね充足しており、大学全体としては入学定員に沿った適切な学生受入れ数が維持されている。定員未充足の諸学科については、設立母体である妙心寺派との連携、宗門からの奨学金制度、卒業生の子弟に対する入学金の免除や学費面での優遇、2学科併願制の導入などの施策が検討されており、志願者の増加に努めている。

### 【改善を要する点】

○仏教学科と文化遺産学科の収容定員充足率が著しく低いので、改善が必要である。

### 【参考意見】

○創造表現学科の収容定員充足率が低いので、改善・向上方策を検討し確実に実行されることが求められる。

### 2-2 教育課程及び教授方法

- 2-2-① 教育目的を踏まえた教育課程編成方針の明確化

## 2-2-② 教育課程編成方針に沿った教育課程の体系的編成及び教授方法の工夫・開発

### 【評価結果】

基準項目 2-2 を満たしている。

### 【理由】

教育目的を踏まえた教育課程編成方針の明確化については、大学としてカリキュラムポリシーを学則に策定し、学修ガイドブックやホームページなどにおいて明示している。教育課程の編成は、教養課程、専門課程に大別され、前者には CDC (Career Development Center: 全学部全学科共通科目群) が設けられ、後者には副専攻的部分が設けられるなど、体系的に編成されている。

年間履修登録単位数の上限については、全学部・全学年において高く設定されており、教育の成果を保証するため、より厳格な成績評価体制の整備が求められる。

教授方法の工夫・開発という点では、少人数の「フレッシュパーソン・ゼミ」、学長が直接教育にあたる「基礎禅学」、選択必修の「人権教育」など、さまざまな工夫がなされている。

### 【参考意見】

○学則別表の「教育課程編成・実施の方針」が適切な内容になっていないため、早急な対応が望まれる。

○全学部において、年間履修登録単位数の上限が高く設定されているので、是正することが望まれる。

## 2-3 学修及び授業の支援

### 2-3-① 教員と職員の協働並びに TA( Teaching Assistant) 等の活用による学修支援及び授業支援の充実

### 【評価結果】

基準項目 2-3 を満たしている。

### 【理由】

教員と職員の協働については、全学教学推進センターが中心となり、学科教員、職員が一体となって教職協働を推し進め、学生支援・学修支援をしている。特に、平成 23(2011)年度に開設された「学生支援室」では教職員が一丸となって活動を行っている。また、学生の履修相談には、クラスアドバイザーのみならず教務課も責任を持って対応するなど、教職員両方からの学生へのアプローチがなされている。また、オフィスアワー制度も全学的に実施され、クラスアドバイザーの効果と合わせて、退学者・休学者の減少効果が見られる。

TA については TA として活用できる大学院生が少ないため、十分な体制の構築には至っていないが、その代替として SA(Student Assistant)を登用するなどの工夫をしている。

## 2-4 単位認定、卒業・修了認定等

### 2-4-① 単位認定、進級及び卒業・修了認定等の基準の明確化とその厳正な適用

#### 【評価結果】

基準項目 2-4 を満たしている。

#### 【理由】

ディプロマポリシーは、大学全体として確立されて学則第4条の別表に規定され、かつホームページにも公表している。また、単位認定、卒業要件、成績評価基準・方法、学位授与の方針は、シラバスや「学修ガイドブック」などに学生が確認できる方法で明確に定め、適切に運用されている。

単位認定及び卒業判定は、教授会において学則に則って厳正に実施されている。

## 2-5 キャリアガイダンス

### 2-5-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する指導のための体制の整備

#### 【評価結果】

基準項目 2-5 を満たしている。

#### 【理由】

従来、CDCの中に「就職のための社会人基礎力を養成する科目群」が副専攻（ブロック）として設けられ、キャリア形成を重視したカリキュラム化の努力がなされてきた。また、就職課は、就職委員会と連携し学生の就職支援、進路・就職指導などを行っている。就職課には、専門的なキャリアカウンセリングを学修した有資格者のキャリアカウンセラーが配置されている。また、就職資料室の整備、就職ガイダンス、インターンシップ、各種資格試験対策講座などによる就職支援体制が整備されている。

## 2-6 教育目的の達成状況の評価とフィードバック

### 2-6-① 教育目的の達成状況の点検・評価方法の工夫・開発

### 2-6-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての評価結果のフィードバック

#### 【評価結果】

基準項目 2-6 を満たしている。

#### 【理由】

教育目的の達成状況の点検・評価方法の工夫・開発のために、「自己評価委員会」を中心組織として教員・学生が授業を相互評価する仕組みが整備され、授業アンケートが毎年実施されている。

アンケートの結果は、教員へフィードバックされ授業改善に活用されている。「教員相互

授業参観」は参観できる授業数が限定されているが、全教員が自由に参観し相互に評価する体制がとられている。授業評価アンケート結果に基づく所見・意見などはイントラネットに掲載され、また、国家試験や資格取得合格者の状況も学内外に周知している。

## 2-7 学生サービス

2-7-① 学生生活の安定のための支援

2-7-② 学生生活全般に関する学生の意見・要望の把握と分析・検討結果の活用

### 【評価結果】

基準項目 2-7 を満たしている。

### 【理由】

学生生活への支援は、オリエンテーション、「フレッシュパーソン・ゼミ」、学習支援室、学生支援室、クラスアドバイザー、学生相談室などさまざまな形で適切に対応がなされている。また、従来のスポーツ奨学金に加えて、平成 23(2011)年度からは経済的理由による修学困難な学生への授業料減免制度が実施された。両奨学金の見直しを予定しており、更なる充実が期待される。学生生活支援の充実を図るために実施した学生向けの 1 食 100 円の「ワンコイン朝食」は、ユニークな試みであり、学生に歓迎されている。

学生生活全般に関する学生の意見や要望の把握に関しては、学生食堂からカフェテリアへのリニューアルをきっかけに、学生からの要望などをくみ上げるためのアンケートが実施されているが、更なる工夫が期待される。

## 2-8 教員の配置・職能開発等

2-8-① 教育目的及び教育課程に即した教員の確保と配置

2-8-② 教員の採用・昇任等、教員評価、研修、FD(Faculty Development)をはじめとする教員の資質・能力向上への取り組み

2-8-③ 教養教育実施のための体制の整備

### 【評価結果】

基準項目 2-8 を満たしている。

### 【理由】

教員の確保と配置については、年齢構成については、一部偏りが見られるものの、設置基準を満たした専任教員数が確保されている。教員の採用・昇任については、「花園大学連合教授会規程」「教員人事委員会規程」「教員選考基準に関する規程」によって実施され、採用に関しては、基本的に公募制を原則としている。FD 活動については、副学長をセンター長とする「全学教学推進センター」を中心に行われている。

教養教育は、CDC という全学的組織が担っており、「己事究明」の現代的言換えであるとされる「キャリア教育」を中心に行われている。この CDC は、来年度からキャリア科目を導入して「全学教育プログラム」と名称を改める計画であり、全学的な教育プログラ

ムとしての再構築が期待される。

**【参考意見】**

○文学部では 61 歳以上の教員の占める割合が高いため、今後の採用計画などへの配慮が望まれる。

**2-9 教育環境の整備**

2-9-① 校地、校舎、設備、実習施設、図書館等の教育環境の整備と適切な運営・管理

2-9-② 授業を行う学生数の適切な管理

**【評価結果】**

基準項目 2-9 を満たしている。

**【理由】**

キャンパスは、主として住宅地と教育施設・医療施設に隣接し、最寄り駅から徒歩圏内に位置している。校地、校舎は住宅地に分散しているが、設置基準上必要な面積を上回っている。そのほかの設備、実習施設、図書館なども充実しており、学生の教育研究に適した教育環境が整備されている。特に、多くの学生が「禅」に励むことができる「教堂」や「禅仏教教育センター」「国際禅学研究所」など建学の精神と関係する施設が十分に整っている。また、バリアフリーが全学的に実現されている。

授業については、「フレッシュパーソン・ゼミ」は 15 人設定であり、実習系科目や体育系科目についても少人数で授業が実施されるなど、1 クラスにおける学生数の管理に努めている。

**【優れた点】**

○「禅仏教教育センター」「国際禅学研究所」「歴史博物館」といった附置施設を設けるなど、臨済宗の仏教精神を基本理念とする大学の独自性を認識し、教育研究のみならず、社会的役割を果たすよう努めている点は高く評価できる。

**基準 3. 経営・管理と財務**

**【評価結果】**

基準 3 を概ね満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

**3-1 経営の規律と誠実性**

3-1-① 経営の規律と誠実性の維持の表明

3-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

3-1-③ 学校教育法、私立学校法、大学設置基準をはじめとする大学の設置、運営に関連する法令の遵守

3-1-④ 環境保全、人権、安全への配慮

### 3-1-⑤ 教育情報・財務情報の公表

#### 【評価結果】

基準項目 3-1 を満たしている。

#### 【理由】

「学校法人花園学園寄附行為」「花園大学学則」「花園大学就業規則」「事務分掌規程」をはじめ、組織倫理に関する諸規定も整備され、経営の規律と誠実性の維持に努めている。

使命・目的の実現については、理事会、評議員会、大学執行部会などを開催して継続的な努力がなされている。

大学の設置、運営に関する法令に基づき、法人・大学の諸規定が制定されているが、一部において規定の未整備及び不備が見受けられるので規定の整備について全体的な取り組みが必要である。

省エネルギー策、ハラスメント対策、安全管理・危機管理、防犯・防災などの環境保全、人権及び安全については、組織及び規定が整備され、適切に機能している。

教育情報・財務情報については、学校教育法施行規則及び私立学校法に基づいて、ホームページ上で公表している。また、財務情報については、「学校法人花園学園書類閲覧取扱要領」に基づき、事務所に備置き閲覧に供している。

### 3-2 理事会の機能

#### 3-2-① 使命・目的の達成に向けて戦略的意思決定ができる体制の整備とその機能性

#### 【評価結果】

基準項目 3-2 を満たしている。

#### 【理由】

「学校法人花園学園寄附行為」において理事会を最終的な意思決定機関として位置付け、理事の理事会への出席率も高く定例的に開催されている。

理事の選任については、一部規定通りに運用されていないので、今後早急な改善が求められる。

「学校法人花園学園寄附行為」及び「学校法人花園学園寄附行為施行規則」に基づき、理事長は常任理事を指名して理事長を補佐する体制を整備している。

理事長を含めた常任理事による常任理事会を組織し、定期的を開催するなどして、理事会での戦略的意思決定における重要な役割を果たすとともに、法人の円滑化を図っている。

#### 【改善を要する点】

- 「学校法人花園学園寄附行為」第5条第1項第9号に定める学識経験者から選出する理事の選任については、同第6条第2項の規定通り、同第5条第1項第1号から第8号に規定する理事の過半数の議決をもって選任されるよう改善が必要である。

### 3-3 大学の意思決定の仕組み及び学長のリーダーシップ

- 3-3-① 大学の意思決定組織の整備、権限と責任の明確性及びその機能性
- 3-3-② 大学の意思決定と業務執行における学長の適切なリーダーシップの発揮

#### 【評価結果】

基準項目 3-3 を満たしている。

#### 【理由】

「花園大学学則」に基づき、教学に関する大学の意思決定機関として連合教授会、学部教授会が組織・運営されるとともに、各種委員会などの意思決定組織についても規定に基づき整備され、権限と責任が明確に定められているが、学部教授会の開催・審議事項については不適切な状況が見受けられる。

管理運営に関する重要事項は、大学執行部会及び大学評議会において審議され、第3号理事である学長、大学事務局長、第4号理事である副学長、各学部長、大学教務部長と学生部長が構成員であり、法人と大学を合わせた一元的な大学運営を可能とし、迅速かつ的確に大学の意思決定が図られる仕組みができています。

学長は、連合教授会、大学院委員会などに出席することにより、学長の適切なリーダーシップが発揮できるようになっています。

学長を補佐する立場である副学長、大学事務局長は、必ず連合教授会、大学執行部会に出席するなど、各種委員会を所管する各学部長、教務部長、学生部長とともに学長のリーダーシップが最大限発揮できるようサポート体制が整備されている。

#### 【改善を要する点】

- 学則において、学部教授会を学部の教学に関する意思決定機関としているにも関わらず、連合教授会しか開催されていない状況から、学則及び学部教授会規程に基づき適切に運用されるよう改善が必要である。

### 3-4 コミュニケーションとガバナンス

- 3-4-① 法人及び大学の各管理運営機関並びに各部門間のコミュニケーションによる意思決定の円滑化
- 3-4-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックによるガバナンスの機能性
- 3-4-③ リーダーシップとボトムアップのバランスのとれた運営

#### 【評価結果】

基準項目 3-4 を満たしている。

#### 【理由】

法人及び大学の各管理運営機関並びに各部門間のコミュニケーションは、理事会に学長、事務局長、副学長、文学部長、社会福祉学部長、教務部長などが理事として出席しているため、学内の意思決定は円滑に行われている。

各管理運営機関のガバナンスの機能性については、理事長、法人代表 4 人、学長、大学事務局長、中学高等学校長の 8 人で構成されている常任理事会を開催することにより、法人及び設置各学校の業務全般に係る重要案件を協議するなど理事会と各設置校との相互チェックが働いている。

評議員の選任及び評議員会の審議事項の内容については、一部規定通りに運用されていないので、今後早急な改善が求められる。

理事長は、常任理事のサポート体制のもとリーダーシップを発揮し、法人及び大学を総理している。理事である学長は、大学の代表として大学の動向や連合教授会の重要事項を理事会で報告している。理事長・学長のリーダーシップのもと、各部門、部署へ教員は各種委員会や学科会議など、職員は毎週行われる定例ミーティングなどを通じて意見をくみ上げ、全教職員で大学改革に取り組んでいる。

#### 【改善を要する点】

- 「学校法人花園学園寄附行為」第 19 条第 1 項第 4 号及び第 7 号の評議員の選任については、同第 20 条第 2 項の規定通り、第 20 条第 1 項の規定により選任される評議員及び同第 19 条第 1 項第 1 号から第 3 号に規定する評議員の過半数の議決をもって選任されるよう改善が必要である。
- 補正予算について、理事会で決定する前にあらかじめ評議員会の意見を求めているので、私立学校法第 42 条に則り、適正な運営を行うよう改善が必要である。

#### 【参考意見】

- 補正予算について、理事会で決定する前に、あらかじめ評議員会の意見を求めている状況が見受けられるので、私立学校法第 37 条第 3 項に則り、監事の職務が適正に執行されることが望まれる。

### 3-5 業務執行体制の機能性

- 3-5-① 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した組織編制及び職員の配置による業務の効果的な執行体制の確保
- 3-5-② 業務執行の管理体制の構築とその機能性
- 3-5-③ 職員の資質・能力向上の機会の用意

#### 【評価結果】

基準項目 3-5 を満たしている。

#### 【理由】

組織編制については、事務分掌規程及び業務規程により事務体制を構築している。

事務職員人事委員会によって使命・目的の達成に向けた職員の配置を行っているが、事務局長その他の幹部職員について職務の兼務が見受けられる。

業務執行の管理体制とその機能性についても、担当の役員による業務執行体制を構築している。

職員の資質・能力の向上については、「花園大学事務職員研修規程」があり、日本私立大学協会などの外部の研修プログラムへの参加の機会を設け、意識改革と業務改善の方策について組織的に取り組んでいる。

### 3-6 財務基盤と収支

3-6-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

3-6-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

#### 【評価結果】

基準項目 3-6 を満たしている。

#### 【理由】

定員未充足の学科があるものの、大学は寄附金などの収入の確保によって、計算書類の内容や自己資金構成比率、負債比率、帰属収支差額比率などの各種財務比率は安定しており、学園として安定的な財務基盤を有している。

「花園大学改革推進委員会」により平成 24(2012)年に提出された答申書に基づき、中長期的な計画の検討が進められているが、あくまでも検討が進められている段階であるため、早急に策定することが望まれる。

### 3-7 会計

3-7-① 会計処理の適正な実施

3-7-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

#### 【評価結果】

基準項目 3-7 を満たしている。

#### 【理由】

予算の編成は、常任理事会、評議員会及び理事会において審議、承認されている。予算の執行管理についても、責任の所在が明確にされており、責任者のもと適正な手続に則り処理されている。また、予算と著しくかい離がある決算科目については、年 2 回の補正予算編成により対処されている。

部門ごとに定期的に実施される公認会計士による会計監査及び監事による理事会・評議員会における監査報告など、会計監査を行う体制は適切に整備され実施されている。

#### 【優れた点】

○平成 23(2011)年度以降の消費収支比率 100%超の状況を受け、予算執行について厳格化する改善策を導入している点は評価できる。

## 基準 4. 自己点検・評価

**【評価結果】**

基準 4 を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

**4-1 自己点検・評価の適切性**

4-1-① 大学の使命・目的に即した自主的・自律的な自己点検・評価

4-1-② 自己点検・評価体制の適切性

4-1-③ 自己点検・評価の周期等の適切性

**【評価結果】**

基準項目 4-1 を満たしている。

**【理由】**

自己評価委員会の設置、評価結果の学長及び理事長への報告といった基本的な自己点検・評価体制は確立されている。また、「自己点検基本資料集」の毎年発行、平成 5(1993)年以降の「教学実態に関する全学アンケート調査」の実施、毎年の授業評価アンケートの実施など、自己点検・評価のための取組みの周期的な体制も整備されている。

自己評価委員会の活動が、「自己点検基本資料集」に基づく現状把握と問題点の検証にとどまることや、授業評価アンケートに基づく授業改善の取組みについては、教員個人に委ねられていることを考慮すると、自己評価の体制が教育活動の改善向上を図るための恒常的かつ自主的・自律的な実施体制と評価という点については課題が残されており、今後は自己点検・評価の実質化が求められる。

「自己点検基本資料集」に基づく「報告書」が前回（平成 21(2009)年度）大学機関別認証評価以来作成されていないなど、自主的・自律的な自己点検・評価の存在を示すエビデンスについては、今後の充実が図られることに期待する。

**【優れた点】**

○平成 6(1994)年以降、自己点検のためのデータブックである「自己点検基本資料集」を毎年継続的に発行している点は評価できる。

**4-2 自己点検・評価の誠実性**

4-2-① エビデンスに基づいた透明性の高い自己点検・評価

4-2-② 現状把握のための十分な調査・データの収集と分析

4-2-③ 自己点検・評価の結果の学内共有と社会への公表

**【評価結果】**

基準項目 4-2 を満たしている。

**【理由】**

自己点検・評価は、「自己点検基本資料集」「授業評価アンケート」「学生満足度調査」などを基本資料として実施されており、エビデンスに基づいた透明性の高い活動が組織的に

なされている。

「全学教学推進センター」での学生 FD ミーティングにおける学生からの授業に対する意見などの聴取、教員相互の授業参観の取組みなど、現状把握のための調査、データの収集に関する積極的な取組みがなされている。

「授業評価アンケート」の結果、それに対する教員の反論・意見・授業改善策、また、「教員相互の授業参観に関するアンケート結果」の概要がイントラネットにおいて、学生・教職員が常に閲覧できるよう公開されており、自己点検・評価結果の学内における共有が図られている一方、社会に対する公表は十分とはいえないので今後の取組みに期待する。

#### 4-3 自己点検・評価の有効性

##### 4-3-① 自己点検・評価の結果の活用のための PDCA サイクルの仕組みの確立と機能性

###### 【評価結果】

基準項目 4-3 を満たしている。

###### 【理由】

大学における自己点検・評価活動の中心である「授業評価アンケート」については、実施、イントラネットにおける公表を経て、改善がなされている。また、「大学のサービスに対する学生へのアンケート調査」も実施され、大学の全体的なサービスを見直す契機となっていることから、学生の満足度向上に向けた自己点検・評価の PDCA サイクルの仕組みは確立されている。

「自己点検基本資料集」に基づく自己点検・評価については、情報共有は機能的になされており、自己評価委員会における問題点の審議、審議に基づく改善要求、事務組織における改善策の検討などがなされているが、全学的に結果を活用するための PDCA サイクルの仕組みは確立途上であるので今後期待したい。

#### 大学独自の基準に対する概評

##### 基準 A. 社会連携

###### A-1 大学が持っている物的・人的資源の社会への提供

A-1-① 大学施設の開放、公開講座、リフレッシュ教育など、大学が持っている物的・人的資源の社会への提供

###### A-2 教育研究上において、企業や他大学との適切な関係が構築されていること

A-2-① 教育研究上において、企業や他大学との適切な関係が構築されているか

###### A-3 大学と地域社会との協力関係が構築されていること

A-3-① 大学と地域社会との協力関係が構築されているか

**【概評】**

大学の所有する物的・人的資源の社会への提供として、花園大学学長講座「禅とこころ」「花園大学歴史博物館」「禅仏教教育センター」「心理カウンセリングセンター」「教員免許状更新講座」の 5 点が挙げられている。「禅的仏教精神による人格の陶冶」を建学の精神に基づく基本精神とする大学としては、「禅とこころ」や「禅仏教教育センター」の活動が特徴的であり、前者は一般聴講生約 30 人に対して年間 30 回行われており、後者も地域住民などへ有益な活動を展開している。また、歴史博物館は、調査・研究活動によって蓄積された考古学、民俗学、美術・禅文化に関する資料を広く公開し、広く市民の生涯学習に役立てられており、特別展などを行っている。「心理カウンセリングセンター」は、教育研究活動のみならず市民に寄与する目的で運営されている。「教員免許状更新講習」は、仏教・禅領域、日本史領域、博物館領域、文化遺産領域、社会福祉領域、臨床心理領域、児童福祉領域などの講師による講習会を開催し、大学の物的・人的資源の提供という点において社会的使命を果たしている。これらの積極的な活動により、大学と地域社会との協力関係を深めていることは評価できる。

旧京都府京北町活性化のために行われる、京都市右京区に所在する 7 大学・短期大学と京都市による年 1 回の連携活動や、同 7 大学の生涯学習講座「右京まちづくり大学リレー講座」は、大学と地方公共団体や他大学との密接な連携をよく示すものである。また、「大学コンソーシアム京都」の活動は全国的に名高いが、その中で大学が積極的に活動していることは評価できる。

災害ボランティアを継続的に行っている。特に、「東日本大震災復興支援ボランティア」では、約 1 か月間で述べ 100 人を超える学生が現地に赴いたことは高く評価できる。また、「京都学」の一般市民への提供も評価できる。その他、「心理カウンセリングセンター」や一般社会人を対象にした「介護技術講習会」の実施も地域社会に対するよい支援である。



